

石垣市家畜等処理センター条例（平成 22 年石垣市条例第 7 号）の一部改正に伴う周知について
牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成 14 年農林水産省令第 58 号）の一部が改正されたことに伴い、沖縄県が実施する牛海綿状脳症（BSE）に係る検査の対象月齢が撤廃され、新たに死亡牛受入れ頭数が増加する見込みであることに加え、石垣市家畜等処理センターが利用している死亡牛処理施設の処理料金が値上げされたことから、同センターの利用料金を次のとおり改正することとなりましたので周知いたします。

なお、改正後の利用料金につきましては、下記の日付より適用となるため、石垣市家畜等処理センターをご利用の際は、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1_適用日 令和 6 年 7 月 1 日（月）

2_改正内容

石垣市家畜等処理センター条例別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

利用料金

区分	種別	基準額
牛	生後3か月未満	9,000円
	生後3か月以上6か月未満	12,000円
	生後6か月以上12か月未満	17,000円
	生後12か月以上15か月未満	25,000円
	生後15か月以上24か月未満	30,000円
	生後24か月以上	32,000円
豚	生後3か月未満	1,000円
	生後3か月以上7か月未満	2,000円
	生後7か月以上	3,000円
山羊	幼山羊	2,000円
	成山羊	3,000円
馬	牛に準ずる。	牛に準ずる。
と殺残さ物	1バケットにつき	32,000円

本件に関するお問い合わせ先

石垣市農林水産商工部畜産課畜産振興係

連絡先 0980-82-1422

F A X 0980-82-1894

石垣市家畜等処理センター指定管理者

株式会社八重山食肉センター

連絡先 0980-82-3594

F A X 0980-87-0129